

消費者スマイル基金第4回助成事業
共通義務確認訴訟への助成
助成契約書

適格消費者団体〇〇〇〇（以下、「甲」という）と消費者スマイル基金（以下、「乙」という）とは、乙が甲に対して行う助成金交付について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が行う共通義務確認訴訟（事件番号 ）を支援することを目的として、助成金を交付する。

（助成金）

第2条 本契約に定める助成金の額は、金500,000円とする。

（助成金の交付）

第3条 乙は、本助成契約締結後、1か月以内に甲に助成金を交付する。

（助成金の目的外使用の禁止）

第4条 甲は、前条により交付を受けた助成金を、差止請求関係業務以外の用途に使用してはならない。

（活動報告書）

第5条 甲は、次の活動報告書を指定の時期までに乙に提出する。

（1）本件共通義務確認訴訟に係る報告書（消費者契約法第30条、同施行規則第21条第2項第2号関係書類「被害回復裁判手続の概要及び結果の記録」様式において指定された事項を記載したもの）

- ①共通義務確認訴訟終結時の報告書を訴訟終結の後1か月後までに提出
- ②2020年6月末時点で当該訴訟に係争中である場合、その中間報告書を翌7月末までに提出

（2）助成を受けた共通義務確認訴訟の費用明細

- ①共通義務確認訴訟終結時の報告書を訴訟終結の後1か月後までに提出
- ②2020年6月末時点で当該訴訟に係争中である場合、その時点までの費用明細書を翌7月末までに提出

（報告の徴収）

第6条 乙は、必要に応じ共通義務確認訴訟の進捗状況について、甲から報告を求

めることができる。

(助成決定の取消)

第7条 甲が各号の一に該当する場合は、乙は助成の全部又は一部の決定を取り消すことができる。

- (1) 甲が特定適格消費者団体でなくなったとき
- (2) 本助成契約に違反したとき

(助成金の返還)

第8条 乙は、前条の規定により助成の全部又は一部の決定を取り消した場合であって、すでに助成金を交付しているときは、甲に対し期限を定めてその取り消した部分の助成金の返還を求めるものとする。

2 甲は前項の規定により助成金の返還を求められた場合は、定められた期間内に当該助成金を返還しなければならない。

(消費者スマイル基金からの助成を受けている旨の表示)

第9条 甲は、自身の運営するウェブサイトにおいて、当該共通義務確認訴訟の費用の一部について消費者スマイル基金から助成を受けている旨を表示するものとする。

(情報の公表)

第10条 乙は、本件助成の実施状況に関し、乙のウェブサイト等で適宜公表できる。ただし、公表に先立ちその内容について甲と協議を行う。

(協議)

第11条 この契約に疑義が生じた場合またはこの契約に定めのない事項が生じた場合は、甲乙誠意を持って協議し、その解決にあたるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各々1通を保管する。

2019年7月〇〇日

(甲)

(乙) 東京都千代田区六番町15主婦会館プラザエフ6階
特定非営利活動法人消費者スマイル基金
理事長 阿南 久